

公益事業に関する個人情報取扱要領

制定 2020年4月1日

(目的)

公益社団法人 日本山岳会東京多摩支部（以下「本支部」）は、個人の人格尊重の理念の下に個人情報保護の重要性を深く認識し、公益社団法人 日本山岳会（以下「本会」）の定める『個人情報保護規程』に従い、個人情報保護の適切な取扱いに努める。

なお、本会『個人情報保護規程』第4条に基づく、公益事業（以下「本事業」という。）にかかわる利用目的等についての規定は、下記のとおりである。また、本支部が取得・利用する個人情報の「個人情報保護管理者」、並びに「苦情対応責任者」は、以下のとおり定める。

(個人情報の取扱い)

1. 個人情報の種類 (本事業にかかわって取得・利用する個人情報)	(1) 本支部の会員（準会員、支部友を含む）以外の者が、本支部主催の本事業に参加するにあたって申込書等に記載した事項 (2) 本支部の会員（準会員、支部友を含む）以外の者の「登山計画書」に記載された事項（様式は任意とする。）
2. 個人情報の利用目的	本事業による本支部の会員（準会員、支部友を含む）以外の者の支援を適正かつ円滑に行い、かつ、今後の本事業の案内等の情報提供を目的とする。
3. 個人情報の利用・提供方法	(1) 本事業を主催、又は主管する委員会の委員長が指定する委員の管理のもとに、申込書等に記載された個人情報を保管するとともに、コンピューターに入力し、上記利用目的に沿った利用を行う。 また、下記により本支部内部での利用への提供を行う。 (a) 他の委員会が主催、又は主管する本事業の参加者の募集等の為の情報の提供。 (b) 救助活動の支援 (c) 日本山岳会、並びに本支部の広報活動の支援 (2) 安全対策委員長が指定する安全対策委員の管理のもとに、下記事項を行い、上記利用目的に沿った利用を行う。 (a) 「登山計画書」に記載された個人情報を保管するとともに、コンピューターに入力する。 (b) 下記の為に、本支部内部での利用、又は外部への提供を行う。 ① 登山計画の安全管理 ② 救援活動の支援
4. その他の情報	本事業担当者が、上記情報の取得その他の機会において、本事業利用者から相談を受けた事項は、本人の同意のない限りは、本事業担当者以外には、伝えてはならない。

5. 個人情報保護管理者	支部長が任命した者を「個人情報保護管理者」とする。
6. 本事業における苦情対応担当者	支部長が任命した者を「苦情対応責任者」とする。

(改廃) この要領は総務委員会で審議、議決し、幹事会に報告する。

附則 この要領は2020年4月1日より施行する。

(要領管理責任者：総務委員会委員長)